

社会福祉法人 歩育の会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歩育の会の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2 (第4条関係)

名称	報酬
監事監査指導報酬等	10,000円